

洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保持する為、飼い主のいない猫対策補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことについて、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い主がいないと判断される猫をいう。
- (2) 不妊手術 去勢手術及び避妊手術（これらの手術を施したことが識別できるよう、飼い主のいない猫の片耳に切り込みを入れる処置を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師による雄猫の精巣を摘出する処置をいう。
- (4) 避妊手術 獣医師による雌猫の卵巣のみ又は卵巣及び子宮を摘出する処置をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、自ら飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、かつ、不妊手術の費用を負担する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第3条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額以内において、予算の範囲内で交付するものとし、不妊手術に要した費用がこれに満たないときは、当該不妊手術に要した費用の額とする。

- (1) 去勢手術 1匹につき 5,000円
- (2) 避妊手術 1匹につき 10,000円

(補助金交付の条件)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付の条件は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助金は1回の申請につき5万円を上限とし、同一申請者における同一年度内の申請は1回とする。
- (2) 地域住民への理解を得るため、取組目的及び内容等について説明を行い、又は地域にチラシ等を配布することにより周知を行うこと。

- (3) 手術の対象となる猫は、市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- (4) 不妊手術を施した猫は、申請者自らが終生飼育をするか終生飼育ができる者に引き渡すこと。これによりがたい場合は、近隣住民の理解を得た上でその生息地域に戻すものとする。但し、近隣へ迷惑のかからないようにエサの管理や糞尿の清掃等を行い、良好な生活環境の保全に努めること。
- (5) 捕獲並びに手術及び術後の当該猫に起因するトラブル等については、申請者が一切の責任を負うこと。

(交付申請)

第6条 申請者は、飼い主のいない猫対策補助金交付申請書(様式第1号以下「申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の額が予算を超えない範囲において申請書を受理する。

(交付決定)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められる場合は飼い主のいない猫対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、飼い主のいない猫対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(手術の実施等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、交付決定の日から起算して30日以内(交付決定の日が3月1日以降である場合にあっては3月末日まで)にその申請に係る猫を捕獲し不妊手術を受けさせなければならない。

(実施報告)

第9条 申請者は、不妊手術実施後30日以内(手術の日が3月1日以降である場合にあっては3月末日まで)に、飼い主のいない猫対策補助金実績報告書(様式第4号以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊手術を実施したことがわかる領収書
- (2) 捕獲場所の写真等
- (3) 猫の写真(当該猫1匹につき全体、耳カット手術前・後が分かるもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、報告書の提出を受けたときは、その報告内容を審査し、不妊手術が適正に行われていると認めるときは、速やかに交付する金額を確定し、申請者に対して飼い

主のいない猫対策補助金交付確定通知書（様式第5号以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、飼い主のいない猫対策補助金請求書（様式第6号）に確定通知書を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、申請者が各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により交付決定を受け、又は補助金を受けたとき。

（2）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、飼い主のいない猫対策補助金交付取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、速やかに当該取消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（紛争の処理）

第15条 本補助金交付事業の実施にあたり紛争があった場合は、申請者の責任において、これを解決するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住 所 洲本市

氏 名 _____ 印

電話番号 () — _____

飼い主のいない猫対策補助金交付申請書

飼い主のいない猫の不妊手術を行うにあたり補助金の交付を受けたいので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額※	円	
	オス 5,000円 × 匹 =	円
	メス 10,000円 × 匹 =	円
2. 事業等実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
3. 添付書類	(1) 確約書 (2) その他	
4. その他		

※1回に申請できる補助金は50,000円を上限とします。

※同一申請者による同一年度内の申請は1回限りです。

確 約 書

年 月 日

洲本市長 様

住 所 洲本市

氏 名 _____ ⑩

電話番号 () _____

私は、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付申請をするに当たり、次の事項を確約します。

- 飼い主のいない猫の不妊手術実施に関し、地域住民の方に十分な説明を行い理解を得るように努めました。
- 本申請に係る猫は、飼い主のいない猫であり、実施に関しての苦情やトラブルが発生した場合は、自己の責任においてこれを解決します。
- 飼い主のいない猫は、識別のため耳カット手術（V字）を実施します。
- 飼い主のいない猫は手術後、自らが終生飼育をするか終生飼育ができる者に引き渡します。やむを得ない理由により終生飼育ができない場合は、近隣住民の理解を得た上で、その生息地域に戻します。
- 手術後に飼い主のいない猫を生息地域に戻す際は、置きエサはせずエサの管理や糞尿の清掃等を行い良好な生活環境の保全に努めます。
- 飼い主のいない猫の無秩序かつ、不定期的なエサやり等については、抑止するための啓発等を行います。
- 補助事業等遂行の過程で周辺住民その他第三者との間に紛争を生じた場合には、自らの費用負担と責任においてこれを解決するものとし、洲本市に一切迷惑をかけません。また、当該紛争に関連して洲本市が被害を被った場合には、当該損害を直ちに賠償します。
- 洲本市補助金等交付規則及び要綱の規定並びに上記事項を遵守し、万一、これらに違反したときは補助金の交付の決定の取り消しを受けても何らの異議の申し立て等を行わず、交付を受けた補助金の全額を返還します。

様

洲本市長

飼い主のいない猫対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫対策補助金については、下記のとおり交付を決定したので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定の内容

交 付 決 定 額	円
内 訳	オス 5,000円× 匹＝ 円
	メス 10,000円× 匹＝ 円

2 補助金交付条件

- (1) 洲本市補助金等交付規則及び洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 交付決定後は、速やかに飼い主のいない猫を捕獲し不妊手術を実施すること。
- (3) 飼い主のいない猫は識別のための耳のV字カット等を施術し、自らが終生飼育をするか終生飼育ができる者に引き渡しをすること。やむを得ない理由により終生飼育ができない場合は、近隣住民の理解を得た上でその生息地域に戻すこと。
- (4) 不妊手術実施後は、30日以内（手術の日が3月1日以降である場合にあっては3月末日まで）に実績報告書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出すること。

様式第3号（第7条関係）

洲環第 号
年 月 日

様

洲本市長

飼い主のいない猫対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫対策補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理 由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住 所 洲本市

氏 名 _____ 印

電話番号 () — _____

飼い主のいない猫対策補助金実績報告書

年 月 日付け洲環第 号により交付決定を受けた飼い主のいない猫対策補助金について、不妊手術が完了しましたので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

報告事項

手術実施数	オス 匹
	メス 匹
手術費用 (合計)	円
補助金交付決定額	円

【添付書類】

- (1) 不妊手術をしたことがわかる領収書
(獣医師による領収印・署名又は押印があるもの)
 - (2) 捕獲場所がわかる写真等
 - (3) 猫の写真（当該猫1匹につき全体、耳カット手術前・後が分かるもの）
 - (4) 飼い主のいない猫不妊手術実績一覧表
- 上記のほか、市長が必要と認める書類

別紙

飼い主のいない猫不妊手術実績一覧表

No.	手術年月日	捕獲場所	手術費	性別	毛色	施術後の 管理方法
1	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
2	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
3	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
4	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
5	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
6	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
7	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
8	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
9	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
10	年 月 日	洲本市	円	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス		<input type="checkbox"/> 飼育 <input type="checkbox"/> TNR
手術費用合計			円	オス メス		匹 匹

※TNRとは、野良猫の不妊手術を行い、元の生息地に戻すことを指します。

様式第5号（第10条関係）

洲環第 号
年 月 日

様

洲本市長

飼い主のいない猫対策補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった飼い主のいない猫対策補助金について、下記のとおり確定したので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額 _____ 円

年 月 日

洲本市長 様

申請者 住 所 洲本市

氏 名 _____ ⑩

電話番号 () _____

飼い主のいない猫対策補助金請求書

年 月 日付け洲環第 号により交付確定を受けた飼い主のいない猫対策補助金について、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先口座

※申請者本人名義の口座に限る。

金融機関名	銀行・信用金庫		本店・支店						
	農協・信用組合		支所						
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

洲環第 号
年 月 日

様

洲本市長

洲本市飼い主のいない猫対策補助金決定交付取消通知書

年 月 日付け洲環第 号で交付を決定した飼い主のいない猫対策補助金については、下記の理由により交付決定を取り消したので、洲本市飼い主のいない猫対策補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額		円
	オス 5,000円 × 匹 =	円
	メス 10,000円 × 匹 =	円
補助金交付取消額		円
	オス 5,000円 × 匹 =	円
	メス 10,000円 × 匹 =	円
取り消しの理由		